

広島県税条例及び広島県税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十四号

広島県税条例及び広島県税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

例の一部を改正する条例

(広島県税条例の一部改正)

第一条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第百十二条の四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量をとりまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は前条第一項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第一項の申請書に免税軽油使用者ごとにその氏名又は名称を記載した令第四十三条の十五第九項(令附則第十条の二の二第八項において準用する場合を含む。)の明細書を添付しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に記名しなければならない。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第百十四条の二 次に掲げる自動車(法第百四十九条第一項(同条第二項又は第三項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)(1) (略)</p> <p>エ ネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)</p>	<p>第百十二条の四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量をとりまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は前条第一項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第一項の申請書に免税軽油使用者ごとに記名押印した令第四十三条の十五第九項(令附則第十条の二の二第八項において準用する場合を含む。)の明細書を添付しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に記名押印しなければならない。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第百十四条の二 次に掲げる自動車(法第百四十九条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)(1) (略)</p> <p>エ ネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)</p>

が同法第百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則第九条に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。

ロ (3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

ハ (2)(1) (略)
(2)(1) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。

ニ (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
ハ 車両総重量が二・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第三項に規定するもの

(2)(1) (略)
(2)(1) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第四項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年

が同法第百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則第九条に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

ロ (2)(1) (略)
(2)(1) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第三項に規定するもの

(2)(1) (略)
(2)(1) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第五項に規定するもの（略）

(2)(1) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ヘ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第六項に規定するもの（略）

(2)(1) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

二 (略)

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第七項に規定するもの（略）

(1) (略)

(i) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二十八項に規定するもの（以下この条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二十九項に規定するもの（以下この条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九

降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第四項に規定するもの（略）

(2)(1) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ヘ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第五項に規定するもの（略）

(2)(1) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

二 (略)

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第六項に規定するもの（略）

(1) (略)

(i) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二十六項に規定するもの（以下この条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二十七項に規定するもの（以下この条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九

条の四第八項に規定するもの

(1) (略)

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

三
(略)

イ

営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第九項に規定するもの

(1) 道路運送車両法第四十一條第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九條の二十二項に規定するもの
(以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。)又は道路運送車両法第四十一條第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九條の二十二項に規定するもの
(以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ

自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第十項に規定するもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。

ハ

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第十一項に規定するもの

(1) の
(略)

(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

条の四第七項に規定するもの

(1) (略)

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

三
(略)

イ

車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九條の四第八項に規定するもの

(1) (略)

(i) 道路運送車両法第四十一條第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九條の二十九項に規定するもの
(以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。)

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

二 (2) エネルギー消費効率が平成二十七年
度基準エネルギー消費効率に百分の百
十を乗じて得た数値以上であること。
車両総重量が二・五トンを超え三・五
トン以下のバス又はトラックのうち、次
のいずれにも該当するもので地方税法施
行規則第九条の四第十二項に規定するも

三 (2)(1)の
(略)
エネルギー消費効率が平成二十七年
度基準エネルギー消費効率に百分の百
十五を乗じて得た数値以上であること。
車両総重量が三・五トンを超えるバス
又はトラックのうち、次のいずれにも該
当するもので地方税法施行規則第九条の
四第十三項に規定するもの

(1) (略)
(i) 道路運送車両法第四十一条第一項
の規定により平成二十八年十月一日
(車両総重量が三・五トンを超え七
・五トン以下のものにあつては、平
成三十年十月一日)以降に適用され
るべきものとして定められた排出ガ
ス保安基準で地方税法施行規則第九
条の二十九項に規定するもの(以
下この条において「平成二十八年
軽油重量車基準」という。)に適合
すること。

(ii) 道路運送車両法第四十一条第一項
の規定により平成二十一年十月一日
(車両総重量が十二トン以下のもの
にあつては、平成二十二年十月一日
)以降に適用されるべきものとして
定められた排出ガス保安基準で地方
税法施行規則第九条の二十項に
規定するもの(以下この条において
「平成二十一年軽油重量車基準」と
いう。)に適合し、かつ、窒素酸化
物及び粒子状物質の排出量が平成二
十一年軽油重量車基準に定める窒素
酸化物及び粒子状物質の値の十分の
九を超えないこと。

〔に適合すること。〕

(ii) 道路運送車両法第四十一条第一項
の規定により平成二十一年十月一日
以降に適用されるべきものとして定
められた排出ガス保安基準で地方税
法施行規則第九条の二十項に規
定するもの(以下この条において「
平成二十一年軽油軽中量車基準」と
いう。)に適合し、かつ、窒素酸化
物及び粒子状物質の排出量が平成二
十一年軽油軽中量車基準に定める窒
素酸化物及び粒子状物質の値の十分
の九を超えないこと。

二 (2) エネルギー消費効率が平成二十七年
度基準エネルギー消費効率に百分の百
十を乗じて得た数値以上であること。
車両総重量が二・五トンを超え三・五
トン以下のバス又はトラックのうち、次
のいずれにも該当するもので地方税法施
行規則第九条の四第九項に規定するもの

三 (2)(1)
(略)
エネルギー消費効率が平成二十七年
度基準エネルギー消費効率に百分の百
十五を乗じて得た数値以上であること。
車両総重量が三・五トンを超えるバス
又はトラックのうち、次のいずれにも該
当するもので地方税法施行規則第九条の
四第十項に規定するもの

(1) (略)
(i) 道路運送車両法第四十一条第一項
の規定により平成二十八年十月一日
(車両総重量が三・五トンを超え七
・五トン以下のものにあつては、平
成三十年十月一日)以降に適用され
るべきものとして定められた排出ガ
ス保安基準で地方税法施行規則第九
条の二十四項に規定するもの(以
下この条において「平成二十八年
軽油重量車基準」という。)に適合
すること。

(ii) 道路運送車両法第四十一条第一項
の規定により平成二十一年十月一日
(車両総重量が十二トン以下のもの
にあつては、平成二十二年十月一日
)以降に適用されるべきものとして
定められた排出ガス保安基準で地方
税法施行規則第九条の二十五項
に規定するもの(以下この条におい
て「平成二十一年軽油重量車基準」と
いう。)に適合し、かつ、窒素酸化
物及び粒子状物質の排出量が平成二
十一年軽油重量車基準に定める窒
素酸化物及び粒子状物質の値の十分
の九を超えないこと。

2 次に掲げる自動車（法第四百九十九条第一項及び前項（第四項又は第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。

一（略）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の第十四項に規定するもの

(2)(1)（略）

(2)(1) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の第十四項に規定するもの

(2)(1)（略）

(2)(1) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十六項に規定するもの

(2)(1)（略）

エネルギー消費効率が平成二十七年

ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十一項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車（法第四百九十九条第一項及び前項（第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。

一（略）

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十二項に規定するもの

(2)(1)（略）

(2)(1) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十三項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十四項に規定するもの

(2)(1)（略）

(2)(1) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十五項に規定するもの

(2)(1)（略）

エネルギー消費効率が平成二十七年

度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十七項に規定するもの

(2)(1)の(略)

エネルギー消費効率が平成二十七年
度基準エネルギー消費効率に百分の百
十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車(乗用車に限る。)のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十八項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に
適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が
平成三十年石油ガス軽中量車基準に定
める窒素酸化物の値の二分の一を超え
ないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に
適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が
平成十七年石油ガス軽中量車基準に定
める窒素酸化物の値の四分の一を超え
ないこと。

ロ エネルギー消費効率が令和十二年度基
準エネルギー消費効率に百分の六十を乗
じて得た数値以上であること。

ハ エネルギー消費効率が令和二年度基
準エネルギー消費効率以上であること。

三 (略)

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当す

度基準エネルギー消費効率以上である
こと。

ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・五
トン以下のバス又はトラックのうち、次
のいずれにも該当するもので地方税法施
行規則第九条の四第十六項に規定するも
の

(2)(1)の(略)

エネルギー消費効率が平成二十七年
度基準エネルギー消費効率に百分の百
五を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれに
も該当するもので地方税法施行規則第九
条の四第十七項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準
に適合し、かつ、窒素酸化物の排出
量が平成三十年石油ガス軽中量車基
準に定める窒素酸化物の値の二分の一
を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準
に適合し、かつ、窒素酸化物の排出
量が平成十七年石油ガス軽中量車基
準に定める窒素酸化物の値の四分の一
を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年
度基準エネルギー消費効率に百分の百
十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれに
も該当するもので地方税法施行規則第九
条の四第十八項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準
に適合し、かつ、窒素酸化物の排出
量が平成三十年石油ガス軽中量車基
準に定める窒素酸化物の値の二分の一
を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準
に適合し、かつ、窒素酸化物の排出
量が平成十七年石油ガス軽中量車基
準に定める窒素酸化物の値の四分の一
を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年
度基準エネルギー消費効率に百分の百
五を乗じて得た数値以上であること。

三

(略)

るもので地方税法施行規則第九条の四第十九項に規定するもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二十項に規定するもの

(2)(1)の(略)

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二十項に規定するもの

(2)(1)の(略)

(2)(1)の(略)

ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二十二項に規定するもの

(1)・(2) (略)

3 法第四百九十九条第一項及び前二項（これらの規定を次項又は第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。

4 第一項（第一号イからニまでに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イ及びロに係る部分に限る。）の規定は、法第四百九十九条第二項に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十九項に規定するもの

(2)(1)の(略)

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二十項に規定するもの

(2)(1)の(略)

ハ 車両総重量が二・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二十項に規定するもの

(2)(1)の(略)

ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二十二項に規定するもの

(1)・(2) (略)

(2)(1)の(略)

ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二十二項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油重中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

3 法第四百九十九条第一項及び前二項（これらの規定を次項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。

4 第一項（第一号イからハまでに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イからハまでに係る部分に限る。）の規定は、法第四百九十九条第二項に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号イ(2)	令和十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和十二年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の六十	平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百四十一
第一項第一号イ(3)	基準エネルギー消費効率であつて令和二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和二年基準エネルギー消費効率」という。)	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第一項第一号ロ(2)	令和十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和十二年基準エネルギー消費効率」という。)	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百六十二
第一項第一号ニ(2)	令和二年基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十

第一項第一号イ(2)	令和二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和二年基準エネルギー消費効率」という。)	平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号及び次項第一号において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百五十を乗じて得た数値
第一項第一号ロ(2)	令和二年基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百四十四
第二項第一号イ(2)	平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十八
第二項第一号ハ(2)	平成二十七年基準エネルギー消費効率	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値

る。

費効率に百分の百三十八

第二項第一号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十
第二項第一号イ(3)	令和二十二年基準エネルギー消費効率	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第二項第一号ロ(2)	平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百四十四

51

第二項(第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。)及び第二項(第一号イ、第二号及び第三号イに係る部分に限る。)の規定は、法第百四十九条第三項に規定する令和二十二年基準エネルギー消費効率等算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号イ(2)	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の六十	令和二十年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和二十年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の九十四
第一項第一号イ(3)	基準エネルギー消費効率であつて令和二十年度	令和二十年度基準エネルギー消費効率

							以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）
第一項第一号ロ(2)	令和十二年 度基準エネルギー消費 効率に百分 の七十五	令和二年度基準 エネルギー消費 効率に百分の百 九	第一項第一号イ(2)	令和十二年 度基準エネルギー消費 効率に百分 の六十五	令和二年度基準 エネルギー消費 効率に百分の九 十四	第二項第二号ロ(2)	令和十二年 度基準エネルギー消費 効率に百分 の七十五
第一項第三号イ(2)	令和十二年 度基準エネルギー消費 効率に百分 の六十	令和二年度基準 エネルギー消費 効率に百分の八 十七	第一項第三号ロ(2)	令和十二年 度基準エネルギー消費 効率に百分 の六十五	令和二年度基準 エネルギー消費 効率に百分の九 十四	第一項第二号イ(2)	令和十二年 度基準エネルギー消費 効率に百分 の六十五

附 則

（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）
 第十二条の三 平成十八年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第五十八条の規定にかかわらず、百分の三とする。

附 則

（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）
 第十二条の三 平成十八年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第五十八条の規定にかかわらず、百分の三とする。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第十三条の二の二 法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第五十七条第一項の規定にかかわらず、当該取得が平成十八年一月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の二分の一の額とする。

(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第十三条の三 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋(以下この項及び次項において「被災家屋」という。)の所有者その他の令附則第三十一条第一項に規定する者が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋(以下この項及び次項において「代替家屋」という。)の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和八年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合(当該割合が一を超える場合は、一)を乗じて得た額を価格から控除する。

2 被災家屋の敷地の用に供されていた土地(以下この項において「従前の土地」という。)

(一)の所有者その他の令附則第三十一条第二項に規定する者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和八年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合(当該割合が一を超える場合は、一)を乗じて得た額を価格から控除する。

3 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となつた農用地(農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。以下この項及び第六項において同じ。)であると農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長)が認めるもの(以下この項において「被災農用地」という。)の平成二十三年三月十一日における所有者(農業を営む者に限る。)その他の令附則第三十一条第三項で規定する者が、当該被災農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第十三条の二の二 法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第五十七条第一項の規定にかかわらず、当該取得が平成十八年一月一日から令和三年三月三十一日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の二分の一の額とする。

(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第十三条の三 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋(以下この項及び次項において「被災家屋」という。)の所有者その他の令附則第三十一条第一項に規定する者が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋(以下この項及び次項において「代替家屋」という。)の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合(当該割合が一を超える場合は、一)を乗じて得た額を価格から控除する。

2 被災家屋の敷地の用に供されていた土地(以下この項において「従前の土地」という。)

(一)の所有者その他の令附則第三十一条第二項に規定する者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合(当該割合が一を超える場合は、一)を乗じて得た額を価格から控除する。

3 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となつた農用地(農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。以下この項及び第六項において同じ。)であると農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長)が認めるもの(以下この項において「被災農用地」という。)の平成二十三年三月十一日における所有者(農業を営む者に限る。)その他の令附則第三十一条第三項で規定する者が、当該被災農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合

における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和八年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除する。

4―6 (略)

(軽油引取税の課税免除の特例)

第十六条 令和六年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第四百条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次項において読み替えて準用する第一百二十二条の四第四項の規定による免税証の交付があつた場合、第三項において読み替えて適用する第一百二十二条の十三第二項の規定による承認書の交付があつた場合又は法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する法第四百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による免税証を交付した他の都道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

一―五 (略)

2・3 (略)

4 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、令和六年三月三十一日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第一百五条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び法第四百四十四条の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

一―三 (略)

5 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で令附則第十条の二の二第十一项各号に掲げるものに基づき、令和六年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定に適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第一百五条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び法第四百四十四条の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

6 (略)

(自動車税の環境性能割の非課税)

第十八条 第一百四十四条の二第一項第一号口（同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。）又は第二号口若しくは第三号口（一）

における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除する。

4―6 (略)

(軽油引取税の課税免除の特例)

第十六条 令和三年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第四百条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次項において読み替えて準用する第一百二十二条の四第四項の規定による免税証の交付があつた場合、第三項において読み替えて適用する第一百二十二条の十三第二項の規定による承認書の交付があつた場合又は法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する法第四百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による免税証を交付した他の都道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

一―五 (略)

2・3 (略)

4 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、令和三年三月三十一日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第一百五条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び法第四百四十四条の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

一―三 (略)

5 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で令附則第十条の二の二第十一项各号に掲げるものに基づき、令和三年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定に適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第一百五条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び法第四百四十四条の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

6 (略)

(自動車税の環境性能割の非課税)

第十八条 第一百四十四条の二第一項第一号口（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二号口に掲げる自動車に対しては、当該

これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)に掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年十二月三十一日までの間(附則第十八条の二の二第二項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第百十三条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

2| 法第百四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車(以下この条及び附則第十八条の三において「軽油自動車」という。)のうち、第百十四条の二第一項第三号イ(1)(i)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準(附則第十八条の三において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。)(ii)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準(附則第十八条の三において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)(iii)に適合する乗用車(法第百四十九条第一項第六号イ及びロに掲げる乗用車を除く。)(iv)に対しては、当該軽油自動車の取得が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第百十三条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

3| 第百十四条の二第一項第三号イ若しくはロ又は第二項第三号イに掲げる軽油自動車に対しては、当該軽油自動車の取得が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第百十三条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)
第十八条の二の二 営業用の自動車(第百十三条第一項の自動車をいう。以下同じ。)に対する第百十四条の二第一項及び第二項(これらの規定を同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。)(並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項(第四項又は第五項において準用する場合を含む。)	(略)	(略)
第二項(第四項又は第五項において準用する場合を含む。)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

2 自家用の乗用車に対する第百十四条の二第二項(同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)(及び第三項の規定の適用については、当該自

自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までの間(附則第十八条の二の二第二項において「特定期間」という。)(iii)に行われたときに限り、第百十三条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)
第十八条の二の二 営業用の自動車(第百十三条第一項の自動車をいう。以下同じ。)に対する第百十四条の二第一項及び第二項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)(並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項(第四項において準用する場合を含む。)	(略)	(略)
第二項(第四項において準用する場合を含む。)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

2 自家用の乗用車に対する第百十四条の二第二項(同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)(及び第三項の規定の適用については、当該自家用の乗用

家用の乗用車の取得が特定期間に行われたときに限り、同条第二項中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三項中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)
第十八条の二の五 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(地方税法施行規則附則第四条の十一第一項に規定するものに限る。)で最初の第百十三条の二第三項に規定する新規登録(以下この条から附則第十八条の三の二までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から千万円を控除して得た額」とする。
一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成二十八年法律第九十一号)第三条第一項に規定する基本方針(次項第一号及び第三項第一号において「基本方針」という。)に令和七年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 (略)

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(地方税法施行規則附則第四条の十一第三項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から六百五十万円(乗車定員三十人以上の附則第十八条の二の五第二項に規定する路線バス等のうち、道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(空港法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に規定する空港又は空港法施行令(昭和三十一年政令第二百三十二号)附則第二条に規定する飛行場を起点又は終点とするもので地方税法施行規則附則第四条の十一第四項に規定するものに限る。))にあつては八百万円とし、乗車定

車の取得が特定期間に行われたときに限り、同条第二項中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三項中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)
第十八条の二の五 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(地方税法施行規則附則第四条の十一第一項に規定するものに限る。)で最初の第百十三条の二第三項に規定する新規登録(以下この条から附則第十八条の三の二までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から千万円を控除して得た額」とする。
一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成二十八年法律第九十一号)第三条第一項に規定する基本方針(次項第一号及び第三項第一号において「基本方針」という。)に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 (略)

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(地方税法施行規則附則第四条の十一第三項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から六百五十万円(乗車定員三十人未満の附則第十八条の二の五第二項に規定する路線バス等にあつては、二百万円)を控除して得た額」とする。

員三十人未満の附則第十八条の二の五第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。）を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和七年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で地方税法施行規則附則第四条の十一第五項に規定するものに適合するものであること。

3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第六項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和七年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で地方税法施行規則附則第四条の十一第七項に規定するものに適合するものであること。

三 (略)

4 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。）が八トンを超え二十トンの以下のトラック（地方税法施行規則附則第四条の十一第十三項に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項第三号及び第四号において同じ。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則附則第四条の十一第九項に規定するもの（次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）と同法第四十一条第一項の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則

一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で地方税法施行規則附則第四条の十一第四項に規定するものに適合するものであること。

3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第五項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で地方税法施行規則附則第四条の十一第六項に規定するものに適合するものであること。

三 (略)

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第七項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

則附則第四条の十一第九項に規定するもの（次項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）、同法第四十一条第一項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則附則第四条の十一第十項に規定するもの（次項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）及び同法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第六項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則附則第四条の十一第十二項に規定するもの（第六項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の十一第八項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和三年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」「とあるのは、「という。」「から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）が五トン以下の乗用車（地方税法施行規則附則第四条の十一第八項に規定するものに限る。）又はバス（地方税法施行規則附則第四条の十一第九項に規定するものに限る。）（以下この項から第七項までにおいて「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則附則第四条の十一第十項に規定するもの（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則附則第四条の十一第十一項に規定する

もの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則附則第四条の第十一項に規定するもの（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック（地方税法施行規則附則第四条の第十一項に規定するけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第七項までにおいて同じ。）であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の第十一項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和三年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下の乗用車（地方税法施行規則附則第四条の第十五項に規定するものに限る。）又はバス（地方税

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（地方税法施行規則附則第四条の第十一項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、第四号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十六年二月十三日以降に適

法施行規則附則第四条の十一第十六項に規定するものに限る。) (次号において「バス等」という。)であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

二一四 (略)

用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

二一四 (略)

6) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(地方税法施行規則附則第四条の十一第十五項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7) バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの(地方税法施行規則附則第四条の十一第十六項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるもの

6) 車両総重量が八トンを超えるトラック(地方税法施行規則附則第四条の十一第十八項に規定する被けん引自動車を除く。)であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、側方衝突警報装置を備えるもの(地方税法施行規則附則第四条の十一第十七項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第百

十四条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

（自動車税の種別割の税率の特例）

第十八条の三 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条及び次条第三項において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則第九条の二第一項に規定するものをいう。以下この条及び次条第三項において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則附則第五条第一項に規定するものをいう。次条第三項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で地方税法施行規則附則第五条第二項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車）と同条第一項に規定するものをいう。次条第三項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の地方税法施行規則第九条の二第五項に規定するものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十七項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので地方税法施行規則第九条の二第六項に規定するものをいう。次項第三号及び次条第三項において同じ。）並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）、第百十五条第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス、被けん引自動車及び同項第五号ロ(2)に規定する自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第百十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 第百十四条の二第一項第一号に規定するガソリン自動車（以下この条において「ガソリン自動車」という。）又は同項第二号に規定する石油ガス自動車（以下この条において「石油ガス自動車」という。）で平成二十二年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日

に対する第百十四条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和二年十月三十一日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日）までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

（自動車税の種別割の税率の特例）

第十八条の三 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第一号及び次条第三項において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則第九条の二第一項に規定するものをいう。次項第二号及び次条第三項において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則附則第五条第一項に規定するものをいう。次条第三項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で地方税法施行規則附則第五条第二項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車）と同条第一項に規定するものをいう。次条第三項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の地方税法施行規則第九条の二第五項に規定するものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十六項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので地方税法施行規則第九条の二第六項に規定するものをいう。次項第三号及び次条第三項において同じ。）並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）、第百十五条第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス、被けん引自動車及び同項第五号ロ(2)に規定する自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第百十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 第百十四条の二第一項第一号に規定するガソリン自動車（以下この条において「ガソリン自動車」という。）又は同項第二号に規定する石油ガス自動車（以下この条において「石油ガス自動車」という。）で平成二十年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日か

から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十四年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの、初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

(略)

2 次に掲げる自動車に対する第百十五条の規定の適用については、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年年度の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 (略)

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第百十四条の二第一項第一号イ(1)に規定する排出ガス保安基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で地方税法施行規則附則第五条の二第一項に規定するもの（第五項第二号において「平成三十年天然ガス車基準」という。）に適合するもの又は道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第三項に規定するもの（以下この号及び第五項第二号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の二第

ら起算して十四年を経過した日の属する年度

二 第百十四条の二第一項第三号に規定する軽油自動車（次項第六号において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十二年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの、初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

(略)

2 次に掲げる自動車に対する第百十五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（家用の乗用車及び第百十五条第一項第五号ロ(2)に規定する自動車（以下この条において「家用の乗用車等」という。）を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（家用の乗用車等にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車（令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年年度の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第百十五条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 (略)

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で地方税法施行規則附則第五条の二第一項に規定するものに適合するもの又は道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第三項に規定するもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの

二項に規定するもの

三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので地方税法施行規則第九条の二第七項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）

四 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第百十四条の二第一項第一号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（以下この条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（以下この条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、第百十四条の二第一項第一号イ(2)に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同号イ(3)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第三項に規定するもの

五 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第百十四条の二第一項第二号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（以下この条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（以下この条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第四項に規定するもの

三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので地方税法施行規則第九条の二第七項に規定するものをいう。）

四 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第九項に規定するもの（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九條の二第十七項に規定するもの（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超

五 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九條の二第十六項に規定するもの（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九條の二第十七項に規定するもの（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超

六 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

3 次に掲げる自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第百十五条の規定の適用については、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

一・二 (略)

(広島県税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 広島県税条例の一部を改正する条例等（平成二十九年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

附則第十八条の三に次の三項を加える。

- 4 第二項第一号から第三号までに掲げる自動車のうち、自家用の乗用車等に対する第百十五条第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車等が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年

えないものであつて、エネルギー消費効率
が令和二年度基準エネルギー消費効率に百
分の百三十を乗じて得た数値以上のもので
地方税法施行規則附則第五条の二第四項に
規定するもの

六 軽油自動車のうち、道路運送車両法第四
十一条第一項の規定により平成三十年十月
一日以降に適用されるべきものとして定め
られた排出ガス保安基準で地方税法施行規
則第九条の二第十九項に規定するもの又は
同法第四十一条第一項の規定により平成二
十一年十月一日以降に適用されるべきもの
として定められた排出ガス保安基準で地方
税法施行規則第九条の二第二十項に規定す
るものに適合する乗用車

(略)

3 次に掲げる自動車に対する第百十五条第一
項及び第二項の規定の適用については、当該
自動車（自家用の乗用車等を除く。）が平成
三十年四月一日から平成三十一年三月三十
一日までの間に初回新規登録を受けた場合には
令和元年度分の自動車税の種別割（法第七
十七条の十第一項又は第二項の規定により当
該自動車の所有者に対して月割をもつて課さ
れるものに限る。）に限り、当該自動車が平
成三十一年四月一日（自家用の乗用車等にあ
つては、令和元年十月一日）から令和二年三
月三十一日までの間に初回新規登録を受けた
場合には令和二年度分の自動車税の種別割に
限り、当該自動車（自家用の乗用車等を除く。）が平成
三十年四月一日から平成三十一年三月三十
一日までの間に初回新規登録を受けた場合には
令和元年度分の自動車税の種別割（法第七
十七条の十第一項又は第二項の規定により当
該自動車の所有者に対して月割をもつて課さ
れるものに限る。）に限り、当該自動車（自
家用の乗用車等を除く。）が平成三十一年
三月三十一日までの間に初回新規登録を受け
た場合には令和二年度分の自動車税の種別割
に限り、当該自動車（自家用の乗用車等を除
く。）が平成三十年四月一日から平成三十
一年三月三十一日までの間に初回新規登録
を受けた場合には令和三年度分の自動車税
の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第
百十五条の規定中同表の中欄に掲げる字句
は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一・二 (略)

度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の下欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

5 次に掲げる自動車（自家用の乗用車を除く。）に対する第百十五条の規定の適用については、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車（令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の下欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。）とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、平成三十年天然ガス車基準に適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の二第七項に規定するもの

三 充電機能付電力併用自動車

四 ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第百十四条の二第一項第一号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第八項に規定するもの

五 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第九項に規定するもの

六 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第十項に規定するもの

6 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを

除く。)に対する第百十五条第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第十一項に規定するもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第十二項に規定するもの

三 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第十三項に規定するもの

附則第十八条の三の二第四項及び第五項を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の広島県税条例(以下「新条例」という。)の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)

(以後)に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従

前の例による。